

令和6年度 第3回郡山市地域包括支援センター運営協議会

日時：令和7年2月6日（木）午後2時00分～

会場：郡山市役所 本庁舎 2階 正庁

次 第

1 開 会

2 会長あいさつ

3 議 事

(1) 湖南地区における包括的支援事業の委託について . . . 資料1

(非公開)

(2) 令和6年度郡山市地域包括支援センター実施点検結果について . . . 資料2

(非公開)

(3) 令和7年度郡山市地域包括支援センターの職員体制・委託先(案)について

. . . 資料3-①②

(非公開)

(4) 郡山市地域包括支援センター運営方針(案)について . . . 資料4-①②③

(5) 郡山市基幹型地域包括支援センター運営方針（案）について

. . . 資料5-①②③

(6) その他

4 その他

5 閉 会

郡山市地域包括支援センター運営協議会委員名簿

	団体名等	氏名
1	郡山市居宅介護支援事業所連絡協議会	野 崎 晶 之
2	郡山市民生児童委員協議会連合会	近 藤 幸 夫
3	郡山市自治会連合会	國 分 晴 朗
4	郡山市社会福祉協議会	柳 内 祐 一
5	郡山医師会	原 寿 夫
6	郡山歯科医師会	渡 部 光 弘
7	郡山薬剤師会	阿 部 崇
8	福島県社会福祉士会	近 内 直 美
9	郡山市介護支援専門員連絡協議会	佐 川 純 子
10	福島県看護協会郡山支部	阿 部 初 江
11	福島県作業療法士会	若 林 由 起 子
12	公募委員	川 前 範 子
13	公募委員	酒 井 泰 彦

郡山市地域包括支援センター人員配置ガイドライン

令和7年2月6日策定

令和7年2月6日施行

1. 地域包括支援センター人員配置について

郡山市地域包括支援センター（以下「センター」という。）を運営するにあたり、受託事業者は「郡山市地域包括支援センターの人員及び運営に関する基準を定める条例（平成26年郡山市条例第54号）」（以下「条例」という。）に基づき、適正な人員配置を行うこと。

(1) 第1号被保険者数に基づく配置

条例第3条第1項、第3項及び第4項の規定に基づき、下表のとおり配置すること。

区分	担当区域における 第1号被保険者の数	人員配置基準（※）		
		保健師	社会福祉士	主任介護支援専門員
基本分	おおむね1,000人未満	1～2		
	おおむね1,000人以上2,000人未満	2		
	おおむね2,000人以上3,000人未満	1	1	1
	3,000人以上6,000人未満	1	1	1
増員分	6,000人以上（1,000人単位）	基本分（3,000人以上6,000人未満の員数）に加え、 <u>第1号被保険者1,000人につき1名</u>		

※条例に規定する保健師、社会福祉士、主任介護支援専門員、その他これらの職に準ずる者の配置数

(2) 区域の実情等に応じた増員配置

条例第3条第5項に基づき、以下のとおりセンター職員の増員配置を認める。

ア 機能強化分の職員配置（認知症地域支援推進員、地域ケア会議分）

認知症地域支援推進員及び地域ケア会議に対応する職員 1名

イ その他職員の増員配置

要件	増員数
日常生活圏域の統合、担当区域の追加等により、センターの担当区域が拡大した場合	新たに追加となる区域内の第1号被保険者数に応じ、担当区域全体の実情等を考慮して必要と認められる人数。この場合、条例第3条第1項、第3項及び第4項の規定により算定する職員数を上限とする。
サブセンターを設置する場合	日常生活圏域の統合、担当区域の追加等によりセンターの担当区域が拡大しサブセンターを設置するとき 担当区域の第1号被保険者が10,000人を超えたことにより、サブセンターを設置するとき
	<u>1名</u>

(3) 準ずる者の配置

条例第3条第1項に規定する保健師に準ずる者、社会福祉士に準ずる者及び主任介護支援専門員に準ずる者については次のアからウのとおりとする。

なお、センターは、各専門職に準ずる者を配置しようとするときは、郡山市へ当該要件を満たす者であるか事前に確認し、また、包括的支援事業業務委託契約書に規定する「地域包括支援センターに係る変更届出書」により速やかに届け出ること。

ア 保健師に準ずる者

保健師に準ずる者は、地域ケア、地域保健等に関する経験のある看護師であって、高齢者に関する公衆衛生業務経験を1年以上有する者とする。

なお、当該準ずる者には准看護師は含まないものとする。

イ 社会福祉士に準ずる者

社会福祉士に準ずる者は、福祉事務所の現業員等の業務経験が5年以上又は介護支援専門員の業務経験が3年以上あり、かつ、高齢者の保健福祉に関する相談援助業務に3年以上従事した経験を有する者とする。

ウ 主任介護支援専門員に準ずる者

主任介護支援専門員に準ずる者は、次のいずれかに該当する者とする。

- (ア)「介護支援専門員資質向上事業の実施について」（平成18年6月15日老発第0615001号厚生労働省老健局長通知）による廃止前の「ケアマネジメントリーダー活動等支援事業の実施及び推進について」（平成14年4月24日付け老発第0424003号厚生労働省老健局長通知）に基づくケアマネジメントリーダー研修を修了した者であって、介護支援専門員としての実務経験を有し、かつ、介護支援専門員の相談対応や地域の介護支援専門員への支援等に関する知識及び能力を有している者。
- (イ)センターが育成計画を策定しており、センターに現に従事する主任介護支援専門員の助言のもと、将来的な主任介護支援専門員研修の受講を目指す介護支援専門員であって、介護支援専門員として従事した期間が通算5年以上である者。

なお、ここでいう育成計画については、郡山市が指定する「地域包括支援センター主任介護支援専門員育成計画書」又は当該育成計画書の内容を全て含んだ計画書によるものとし、郡山市に育成計画を提出のうえ確認を得るものとする。

(4) サブセンター・ブランチの設置等

サブセンター（センターと同一の設置者により置かれる複数の事務所において一体的にセンターとしての運営を行うもの）及びブランチ（センターが包括的支援事業等を一体的に取り組むことを前提として置く、相談を受け付けセンターにつなぐ窓口）の設置等については、以下のとおりとする。

ア サブセンター

(ア) 設置要件

以下のいずれかに該当し、郡山市地域包括支援センター運営協議会が必要と認めた場合に設置することができる。

- ・複数の日常生活圏域を担当区域とするセンターであること。
- ・担当区域内で、センター本所から概ね 30 分を超える移動時間を要する地域があること。
- ・担当区域の第 1 号被保険者数が 10,000 人を超えること。

(イ) 設置の手続き

設置に関し郡山市と事前協議（設置理由、設置場所、人員配置、効果等を明示）のうえ、郡山市地域包括支援センター運営協議会において承認を得た場合に、設置を認めることとする。

(ウ) 人員配置等

サブセンターに従事する職員は、センター設置者との雇用関係を前提とし、また、本所及びサブセンター（支所）全体で当該センターにおける人員配置基準を満たすこととする。なお、サブセンター設置に伴う職員の増員は、前出 1（2）のとおり。

イ ブランチ

(ア) 設置の手続き

センターの運営法人から郡山市へ設置に関し事前協議（設置理由、設置場所、運営体制、効果等を明示）があり、郡山市において設置が妥当と認めた場合に可能とする。

(イ) 人員配置等

ランチに従事する職員は、人員配置基準においてセンターの職員としてみなすことはできない。

2. 職員の勤務形態の取り扱いについて

(1) 常勤職員の配置

センター職員はセンターにおける責任体制を明確にするとともに、専門職員の資質を担保する観点から常勤の職員であることが必要である。また、各業務を適切に実施するために、センター以外の業務との兼務は基本的に認められず、センターの業務に専従していることが必要である。

ア 常勤及び非常勤職員とは

事業者の定める就業規則等で常時勤務を要する者が勤務すべき就業時間数の勤務をする者を常勤職員とし、それ以外の勤務をする者を非常勤職員とする。

なお、常時勤務を要する者が勤務すべき時間が週あたり 32 時間を下回る場合は 32 時間を基本とする。また、育児、介護及び治療と仕事の両立支援として、センター職員が育児、介護及び治療の両立支援のための短時間勤務制度を利用した勤務を実施する場合には、勤務時間が週 30 時間以上であれば常勤職員として取り扱うものとする。（※1）

（※1）育児、介護及び治療の両立支援のための短時間勤務制度を利用した勤務を実施する場合

法人の就業規則などにおいて雇用の分野における男女の均等な機会及び待遇の確保等に関する法律に規定する措置、又は育児休業、介護休業等育児又は家族介護を行う労働者の福祉に関する法律に規定する所定労働時間の短縮等の措置若しくは厚生労働省「事業場における治療と仕事の両立支援のためのガイドライン」に沿って事業者が自主的に設ける所定労働時間の短縮措置が講じられており、制度を利用する場合の職員の勤務時間が明確に定められていることを要件とする。なお、これに伴う職員の配置を行おうとするときは、事前に市へ協議し、市が認めた場合に常勤職員として配置できるものとし、協議の際に提出すべき資料については常勤換算方法の実施の際に必要な書類に準じる。

(2) 常勤換算の実施について

条例第 3 条第 4 項の規定により、センターの職員について常勤換算による配置を以下のとおり認める。

ア 常勤換算算出方法

常勤換算算出方法は職員の勤務時間数を常勤の職員が勤務すべき時間数（週 32 時間を下回る場合は週 32 時間を基本とする）で除することにより計算する算出方法とする。

<計算式>

$$\begin{aligned} & \text{1ヶ月の非常勤職員の勤務延時間数} / \text{1ヶ月に常勤職員が勤務すべき時間数} \\ & = \text{常勤換算数} \end{aligned}$$

イ 常勤換算の要件

常勤換算の実施にあたり下記の要件を満たすこと。

- ・常勤換算算出方法による非常勤職員の常勤換算数が 1.0 以上となるよう配置すること。（複数の非常勤職員の常勤換算数を合算して 1.0 以上にすること）
- ・センター運営に係る質の担保の観点から、常勤換算を実施する際は各センターの配置基準の人員の半数を超えないようにすること。
- ・センター開所時間のうち、職員がセンター業務に従事していない時間が発生しないような職員配置とすること。
- ・常勤換算の実施は一時的な措置とし、継続して常勤職員を配置できるように努めるとともに、配置することができるようになった際は速やかに常勤職員を配置すること。
- ・地域包括支援センター運営協議会において認められた次の（ア）（イ）のいずれかの場合に合致すること。

(ア) センター常勤職員を配置することが著しく困難な場合

※法人内での異動による配置が困難であり、かつ 3 ヶ月程度ハローワーク等に求人募集を行っても職員が採用できない場合に限る。

(イ) その他地域包括支援センター運営協議会が必要と認める場合

ウ 常勤換算を実施するための手続きについて

常勤換算を実施しようとする時は、上記「常勤換算の要件（ア）（イ）」それぞれに応じた

手続きを行うこと。

(ア) の場合

① 事前協議

受託法人は常勤換算方法を実施しようとするときは、上記要件に合致するか確認できる資料を整え、協議書(法人等任意様式)の提出により市と事前に協議すること。なお、提出すべき資料については市が提示する。

【提示すべき資料の例】

- ・常勤職員を配置することが著しく困難な理由書
- ・求人募集を行っていることがわかる資料
- ・常勤換算方法によって配置しようとする職員の職種、勤務予定時間がわかる資料
- ・常勤換算方法によって配置しようとする職員を含めたセンター職員全員の1ヶ月の勤務表
- ・その他市が必要と判断する資料

② 承認・決定

市は、協議書及び提出された資料をもって常勤換算実施の可否を審査・決定する。審査結果については事前協議から概ね1ヶ月以内に通知する。

③ 実施の届出

職員の配置が認められた場合、受託法人は包括的支援事業実施委託契約書に規定する届出書(以下「変更届出書」という。)によって市へ届出を行う。

④ 市地域包括支援センター運営協議会への報告

市は市地域包括支援センター運営協議会へ常勤換算を行うに至った経緯や常勤換算による配置状況について報告を行う。

⑤ 常勤換算の終了

常勤換算方法による配置を終了する場合には受託法人は変更届出書によって市へ届出を行うこと。

(イ) の場合

① 事前協議 ※(ア)に同じ。

② 承認・決定

市地域包括支援センター運営協議会において常勤換算実施の可否を審査・決定する。審査は市地域包括支援センター運営協議会の開催(年2~3回程度)に併せて行うものとし、その結果については地域包括ケア推進課より通知する。

③ 実施の届け出 ※(ア)に同じ。

④ 市地域包括支援センター運営協議会への報告

職員の配置が行われた後に、市は市地域包括支援センター運営協議会へ実施開始の報告を行う。

⑤ 常勤換算の終了 ※(ア)に同じ。

3. 職員が異動・欠員となる場合の取り扱いについて

(1) 異動

センター職員に異動がある場合には、速やかに地域包括ケア推進課に報告し、変更届出書によって市へ届出を行うこと。

(2) 欠員の発生

欠員(※2)となることが判明した段階で、その事由、日数等に関わらず速やかに地域包括ケア推進課へ報告すること。また、当該の事由発生に伴い、速やかに変更届出書を提出すること。

(※2) 欠員とは

本市の包括的支援事業業務委託において、配置基準職員の退職又は休業等(年次有給休暇の取得を除く産休、療休、育児・介護休業等)により、当該委託業務を行う職員数(当該委託契約にかかる仕様書に定める配置基準職員数)が、継続して確保されない状態をいう。

(3) 委託料の減額について

欠員事由に関わらず、職員の配置基準を満たさないと認められる場合は、当該年度の人件費算定に係る委託料を減額する。

なお、減額する場合には当該年度において欠員が解消されてから減額分を算出するものとし、算出された減額分を当該年度契約額から減ずるものとする。

※減額の時期、額は該当する法人等と個別に協議する。

参考

地域包括支援センター 主任介護支援専門員 育成計画書

地域包括支援センター名	
対象者氏名	
介護支援専門員資格認定	年取得 (第 号)
介護支援専門員従事経験	年 月 日～ 年 月 日 (事業所名:) 従事経験年数 (通算) 年 ヶ月 ※通算5年以上あること
主任介護支援専門員研修受講予定日	令和 年 月 受講予定
助言を行う 主任介護支援専門員氏名 (助言担当者)	

【育成計画】

1. 対象者に係る目標

目標項目	○年度	○年度	○年度	○年度	○年度
* 地域づくりに関すること					
* 多職種連携に関すること					
* その他					

2. 助言担当者が行う支援の内容

参考

年 月 日

郡山市長

所在地
法人名
代表者名

地域包括支援センターに係る変更届出書

下記のとおり内容を変更しましたので届け出ます。

記

- 届出内容を変更した施設
- 変更があった事項
- 変更の内容
- 変更年月日

年 月 日

備考

変更内容がわかる書類を添付してください。

配置職員に関する場合は、免許の写し、経歴書を添付してください。

郡山市地域包括支援センター運営方針（案）

1 運営方針策定の趣旨

本運営方針は、介護保険法第115条の47第1項の規定に基づき、地域包括支援センター運営上の基本的視点や事業実施方針等を明確にするとともに、地域包括支援センター業務の円滑で効果的な実施に資するために策定するものです。

2 地域包括支援センターの目的

地域包括支援センターは、高齢者が住み慣れた地域で尊厳ある生活を続けられるよう、心身の健康保持及び生活の安定のために必要な相談・援助等を行うことにより、地域住民の保健医療の向上及び福祉の増進を包括的に支援します。また、本市が目指す地域包括ケアシステム推進の中核的機関として、地域における関係機関とのネットワークを強化し、高齢者の様々なニーズに柔軟な対応ができるよう、介護保険制度をはじめとした高齢者保健福祉の「ワンストップサービス」の拠点としての役割を担います。

3 基幹型地域包括支援センターの設置

郡山市は、地域包括支援センターの目的達成に向け、市直営の基幹型地域包括支援センターを地域包括ケア推進課内に設置し、各地域包括支援センター間の総合調整や助言指導・後方支援等を行います。

4 設置主体

郡山市は、設置の責任主体として、地域包括支援センターが適正に事業を実施することができるよう、体制整備に努めるとともに、その事業運営等について適切に関与するものとします。また、地域包括支援センターの目的について市民に周知を図るとともに、愛称「高齢者あんしんセンター」の普及に努めます。

5 運営上の基本的視点

地域包括支援センターは、「郡山市地域包括支援センターの人員及び運営に関する基準を定める条例」に従うとともに、以下の基本的視点に立脚した運営を行います。

(1) 公正・中立性の確保の視点

公益性の視点を遵守し、以下により公正・中立性の高い事業運営を行います。

- ア 介護サービス事業所、居宅介護支援事業所等を紹介した経緯の記録
- イ 郡山市地域包括支援センター運営協議会への報告、説明等への協力

(2) 地域性の視点

地域における各種サービスの提供体制を支える中核的な存在として、担当地域の特性や実情を踏まえた柔軟な事業運営を行います。

(3) 協働性の視点

各職員がそれぞれの専門性を活かしながら、相互に情報を共有し連携、協働の体制により業務を遂行するチームアプローチを実行します。

6 基本的な事業実施方針

地域包括ケアシステム推進のため、以下の基本的な事業方針に基づき運営します。

- (1) 地域包括支援センターは、高齢者が尊厳のある自分らしい生活を継続することができるよう支援します。
- (2) 地域包括支援センターは、地域における様々な関係機関等と連携し、地域全体で高齢者を支える体制づくりを目指します。
- (3) 郡山市は、地域包括ケアシステム推進の中核的機関としてのセンター機能の強化のため、相談支援体制の充実等に努めます。

7 具体的な取り組み

要介護状態になっても住み慣れた地域で自分らしい暮らしを人生の最後まで続けることができるよう、医療・介護・介護予防・住まい・生活支援が一体的に提供される地域包括ケアシステムの深化・推進に向け、「第九次郡山市高齢者福祉計画・郡山市介護保険事業計画」に基づき以下をはじめとする各種施策に取り組みます。

(1) 自立支援、介護予防・重度化防止の推進及びケアマネジメントの適切な実施

介護予防に関する知識の普及や健康体操などの介護予防教室を地域ごとに開催し、地域住民のつながりを重視した通いの場の拡大に努めるとともに、自立支援、介護予防、重度化防止や日常生活支援に向けたケアマネジメント（介護予防ケアマネジメント及び介護予防支援）の適切な実施を図ります。

- ア 担当区域での介護予防教室の開催及び住民主体の通いの場創設に向けた支援
- イ ケアマネジメントにおける指定介護サービス事業所に加え、住民主体の通いの場等の活用
- ウ 要支援・要介護状態になる恐れのある高齢者に対し、リハビリテーション専門職と連携した訪問指導を実施することによる高齢者の能力評価、改善の可能性の助言
- エ 地域ケア会議や自立支援型地域ケア会議等における自立支援、重度化予防の観点からの多職種による助言を参考としたケアマネジメントの質の向上
- オ 指定介護予防支援事業所、居宅介護支援事業所との連携強化、ケアマネジメント委託時の情報共有

- カ 指定介護予防支援事業所として指定を受けた居宅介護支援事業所が作成した介護予防サービス計画について、検証や助言を行うことによる介護予防支援の質の担保
- キ 指定介護予防支援事業所として指定を受けた居宅介護支援事業所に対して研修会や事例検討会等を実施することによる介護予防支援の質の担保と向上

（２）高齢者実態把握の実施

民生委員等との連携を強化するとともに、日常的な訪問活動等を通して、担当地域における高齢者の実態把握に努めます。

- ア 高齢者の状態に応じた適切な支援のための、継続的な訪問活動等による実態把握の強化

（３）生活支援体制整備の推進

高齢者が社会参加し社会的役割を持つことは、生きがいや介護予防につながることから、老人クラブ、自治会、ボランティア、NPO等が地域において主体的に高齢者の生活支援の担い手として活躍する互助による地域づくりを推進します。

- ア 生活支援コーディネーター（SC）との連携及び協議体に関する取り組みへの協力

（４）地域ケア会議の充実による地域での多職種協働による支援体制の強化

医療・介護等の専門職や民生委員、SCなど必要に応じた地域の関係者等が参加する地域ケア会議を開催し、個別課題解決、地域ネットワークの深化・推進、地域課題発見、地域づくり・資源開発の機能を連動させながら、政策形成に結びつけるよう地域包括ケアシステムを推進します。

- ア 地域ケア個別会議の開催によるケアマネジャー支援の推進及び地域課題の把握
- イ 地域ケア圏域会議の開催による地域ネットワークの深化・推進、地域課題の抽出・整理、地域資源の開発、課題解決ノウハウの確立及び地域ケア推進会議への課題等の提出

（５）多機関連携による相談体制の強化

「ダブルケア」や「ヤングケアラー」、「8050問題」など地域包括支援センターだけでは対応が困難な高齢者やその世帯が抱える複合的かつ多様な生活課題について、多機関連携して対応します。

（６）在宅医療・介護連携の推進

医療関係者、居宅介護支援事業所、介護サービス事業所等との情報交換や研修等に参加することにより連携体制の強化を図り、高齢者が在宅で安心して生活できる地域づくりを目指します。

- ア 医療・介護の関係者や在宅医療・介護連携支援センター等との連携による高齢者支援に係る課題の把握及び効果的な連携方法の検討
- イ 「県中医療圏退院調整ルール」の運用の推進
- ウ エンディングノート等を活用したACP（人生会議）の周知啓発

（７）認知症施策の推進

認知症の方ができる限り住み慣れた地域で自分らしく暮らし続けることができる社会を実現するため、認知症の方やその家族の意向等も尊重し、認知症施策を推進します。また、認知症の方を含めた市民一人一人が、その個性と能力を十分に発揮し、相互に人格と個性を尊重しつつ支え合いながら共生する活力ある社会（共生社会）及び安心して歳を重ねられる「幸齢社会」の実現を図るため、「共生社会の実現を推進するための認知症基本法」の趣旨を踏まえて、認知症と向き合い、認知症地域支援推進員を中心に、各種認知症施策を推進します。

- ア 認知症サポーター養成講座の実施等による認知症に対する正しい理解と適切な対応等の周知啓発
- イ SOS認知症高齢者見守りネットワーク事業やヘルプカード等の普及による認知症バリアフリー化
- ウ オレンジカフェ等の周知・活用による社会参加の機会確保
- エ 成年後見制度の利用促進、ACPの推進等による意思決定支援及び権利利益保護
- オ 認知症初期集中支援チーム・認知症疾患医療センター等関係機関との連携による認知症の人及び家族等の相談支援体制強化
- カ 医療機関・居宅介護支援事業所・サービス事業所・地域の関係機関等の連携支援による医療・介護・福祉サービス提供体制の推進

（８）高齢者の権利擁護の推進

高齢者が、地域で安心して尊厳ある生活を行うことができるよう、関係機関との連携を図りながら、高齢者虐待や消費者被害等の早期発見・早期対応に努めるなど、権利侵害の予防や対応を行います。また、高齢者虐待防止についての啓発に努めます。

- ア 高齢者の虐待防止への取り組みと「郡山市養護者による高齢者虐待対応マニュアル」に基づいた虐待への対応
- イ 成年後見制度利用の推進
- ウ 消費者被害の防止及び対応

（９）基幹型地域包括支援センターによる各地域包括支援センターへの支援強化

地域包括支援センターの円滑で効果的な事業実施に向け、各地域包括支援センターの統括、総合調整、後方支援や地域包括支援センター及び関係機関との連携強化に重点的に取り組みます。また、地域包括支援センターの業務が郡山市の高齢者施策全般及び他の関連施策と結びつくよう必要な調整及び支援を行います。

- ア 郡山市地域包括支援センター連絡協議会の運営
- イ 定期的な事務連絡会議、各種専門部会・委員会等の開催
- ウ 基幹型地域包括支援センターによる各地域包括支援センター間の総合調整及び地域ケア会議等への後方支援の実施

(10) 東日本大震災における避難者等への支援、その他災害における被災高齢者等への支援

市内で避難生活をおくる高齢者等に対する支援を、引き続き避難元自治体・関係機関等と連携して行います。また、各災害等における被災高齢者等に対する支援を関係機関等と連携して行います。

(11) 災害時等における相談支援体制の確保

災害発生時や感染症等で地域包括支援センターの運営が困難となった場合等においても相談支援体制を確保するため、地域包括支援センター間で協力します。

8 その他

(1) 個人情報の保護

業務遂行にあたり知り得た高齢者等の個人情報については、個人情報の保護に関する法律に基づき適切に管理するとともに、守秘義務を遵守します。

(2) プライバシー確保への配慮

地域包括支援センターの事務所において、相談者以外の市民や事業者が容易に相談内容を聞き取ることができないよう相談スペースを仕切る等の配慮を行います。また、訪問先においても、可能な限りプライバシーを保てる場所を確保し、周囲に相談内容が漏れることがないように配慮します。

(3) 苦情等対応体制について

地域包括支援センターにおいて苦情等が寄せられた場合や、カスタマー・ハラスメントが発生した場合には適切に対応し、その内容等を記録します。職員間で再発防止策等を共有するとともに、必要に応じて速やかに地域包括ケア推進課に報告します。

(4) ICTの活用推進

地域包括支援センター間での情報共有の迅速化を図るとともに適切な連携を確保するため、オンラインを活用した相談対応等、ICTの活用を推進します。

郡山市地域包括支援センター運営方針（案）

1 運営方針策定の趣旨

本運営方針は、介護保険法第115条の47第1項の規定に基づき、地域包括支援センター運営上の基本的視点や事業実施方針等を明確にするとともに、地域包括支援センター業務の円滑で効果的な実施に資するために策定するものです。

2 地域包括支援センターの目的

地域包括支援センターは、高齢者が住み慣れた地域で尊厳ある生活を続けられるよう、心身の健康保持及び生活の安定のために必要な相談・援助等を行うことにより、地域住民の保健医療の向上及び福祉の増進を包括的に支援します。また、本市が目指す地域包括ケアシステム推進の中核的機関として、地域における関係機関とのネットワークを強化し、高齢者の様々なニーズに柔軟な対応ができるよう、介護保険制度をはじめとした高齢者保健福祉の「ワンストップサービス」の拠点としての役割を担います。

3 基幹型地域包括支援センターの設置

郡山市は、地域包括支援センターの目的達成に向け、市直営の基幹型地域包括支援センターを地域包括ケア推進課内に設置し、各地域包括支援センター間の総合調整や助言指導・後方支援等を行います。

4 設置主体

郡山市は、設置の責任主体として、地域包括支援センターが適正に事業を実施することができるよう、体制整備に努めるとともに、その事業運営等について適切に関与するものとします。また、地域包括支援センターの目的について市民に周知を図るとともに、愛称「高齢者あんしんセンター」の普及に努めます。

5 運営上の基本的視点

地域包括支援センターは、「郡山市地域包括支援センターの人員及び運営に関する基準を定める条例」に従うとともに、以下の基本的視点に立脚した運営を行います。

(1) 公正・中立性の確保の視点に向けた取り組み

公益性の視点を遵守し、以下により公正・中立性の高い事業運営を行います。

ア 介護サービス事業所、居宅介護支援事業所等を紹介した経緯の記録の整備

イ 郡山市地域包括支援センター運営協議会への報告、説明等への協力

(2) 地域性の視点

地域における各種サービスの提供体制を支える中核的な存在として、担当地域の特性や実情を踏まえた柔軟な事業運営を行います。

(3) 協働性の視点

各職員がそれぞれの専門性を活かしながら、相互に情報を共有し連携、協働の体制により業務を遂行するチームアプローチを実行します。

6 基本的な事業実施方針

地域包括ケアシステム推進のため、以下の基本的な事業方針に基づき運営します。

(1) 地域包括支援センターは、高齢者が尊厳のある自分らしい生活を継続することができるよう支援します。

(2) 地域包括支援センターは、地域における様々な関係機関等と連携し、地域全体で高齢者を支える体制づくりを目指します。

(3) 郡山市は、地域包括ケアシステム推進の中核的機関としてのセンター機能の強化のため、相談支援体制の充実等に努めます。

7 具体的な取り組み

要介護状態になっても住み慣れた地域で自分らしい暮らしを人生の最後まで続けることができるよう、医療・介護・介護予防・住まい・生活支援が一体的に提供される地域包括ケアシステムの深化・推進に向け、「第九次郡山市高齢者福祉計画・郡山市介護保険事業計画」に基づき以下をはじめとする各種施策に取り組みます。

(1) 自立支援、介護予防・重度化防止の推進及び介護予防ケアマネジメントの適切な実施

介護予防に関する知識の普及や健康体操などの介護予防教室を地域ごとに開催し、地域住民のつながりを重視した通いの場の拡大に努めるとともに、自立支援、介護予防、重度化防止や介護予防及び日常生活支援に向けた介護予防ケアマネジメント（介護予防ケアマネジメント及び介護予防支援）の適切な実施を図ります。

ア 担当区域での介護予防教室の開催及び住民主体の通いの場創設に向けた支援

イ 介護予防ケアマネジメントにおける指定介護サービス事業所に加え、住民主体の通いの場等の活用

ウ 要支援・要介護状態になる恐れのある高齢者に対し、リハビリテーション専門職と連携した訪問指導を実施することによる高齢者の能力評価、改善の可能性の助言

エ 地域ケア会議や自立支援型地域ケア会議等における自立支援、重度化予防の観点からの多職種による助言を参考としたケアマネジメントの質の向上

オ 指定介護予防支援事業所、居宅介護支援事業所との連携強化を深め、ケアマネジメント委託時においては情報の共有に努めます。

- カ 指定介護予防支援事業所として指定を受けた居宅介護支援事業所が作成した介護予防サービス計画について、検証や助言を行うことによる介護予防支援の質の担保
- キ 指定介護予防支援事業所として指定を受けた居宅介護支援事業所に対して研修会や事例検討会等を実施することによる介護予防支援の質の担保と向上

（２）高齢者実態把握の実施

民生委員等との連携を強化するとともに、日常的な訪問活動等を通して、担当地域における高齢者の実態把握に努めます。

- ア 高齢者の状態に応じた適切な支援のための、継続的な訪問活動等による実態把握の強化

（３）生活支援体制整備の推進

高齢者が社会参加し社会的役割を持つことは、生きがいや介護予防につながることから、老人クラブ、自治会、ボランティア、NPO等が地域において主体的に高齢者の生活支援の担い手として活躍する互助による地域づくりを推進します。

- ア 生活支援コーディネーター（SC）との連携及び協議体に関する取り組みへの協力

（４）地域ケア会議の充実による地域での多職種協働による支援体制の強化

医療・介護等の専門職や民生委員、SCなど必要に応じた地域の関係者等が参加する地域ケア会議を開催し、個別課題解決、地域ネットワークの深化・推進、地域課題発見、地域づくり・資源開発の機能を連動させながら、政策形成に結びつけるよう地域包括ケアシステムを推進します。

- ア 地域ケア個別会議の開催によるケアマネジャー支援の推進及び地域課題の把握
- イ 地域ケア圏域会議の開催による地域ネットワークの深化・推進、地域課題の抽出・整理、地域資源の開発、課題解決ノウハウの確立及び地域ケア推進会議への課題等の提出

（５）多機関連携による相談体制の強化

「ダブルケア」や「ヤングケアラー」、「8050 問題」など地域包括支援センターだけでは対応が困難な高齢者やその世帯が抱える複合的かつ多様な生活課題について、多機関連携して対応します。

（６）在宅医療・介護連携の推進

医療関係者、居宅介護支援事業所、介護サービス事業所等との情報交換や研修等に参加することにより連携体制の強化を図り、高齢者が在宅で安心して生活できる地域づくりを目指します。

- ア 医療・介護の関係者や在宅医療・介護連携支援センター等との連携による高齢者支援に係る課題の把握及び効果的な連携方法の検討
- イ 「県中医療圏退院調整ルール」の運用の推進
- ウ エンディングノート等を活用したACP（人生会議）の周知啓発

（７）認知症施策の推進

認知症の方ができる限り住み慣れた地域で自分らしく暮らし続けることができる社会を実現するため、認知症の方やその家族の意向等も尊重し、認知症施策を推進します。また、認知症の方を含めた市民一人一人が、その個性と能力を十分に発揮し、相互に人格と個性を尊重しつつ支え合いながら共生する活力ある社会（共生社会）及び安心して歳を重ねられる「幸齢社会」の実現を図るため、「共生社会の実現を推進するための認知症基本法」の趣旨を踏まえて、認知症と向き合い、安心して歳を重ねられる「幸齢社会」の実現に向け、認知症地域支援推進員を中心に、各種認知症施策を推進します。

- ア 認知症サポーター養成講座の実施等による認知症に対する正しい理解と適切な対応等の周知啓発
- イ SOS 認知症高齢者見守りネットワーク事業やヘルプカード等の普及による認知症バリアフリー化
- ウ オレンジカフェ等の周知・活用による社会参加の機会確保
- エ 成年後見制度の利用促進、ACPの推進等による意思決定支援及び権利利益保護
- オ 認知症初期集中支援チーム・認知症疾患医療センター等関係機関との連携による認知症の人及び家族等の相談支援体制強化
- カ 医療機関・居宅介護支援事業所・サービス事業所・地域の関係機関等の連携支援による医療・介護・福祉サービス提供体制の推進

（８）高齢者の権利擁護の推進

高齢者が、地域で安心して尊厳ある生活を行うことができるよう、関係機関との連携を図りながら、高齢者虐待や消費者被害等の早期発見・早期対応に努めるなど、権利侵害の予防や対応を行います。また、高齢者虐待防止についての啓発に努めます。

- ア 高齢者の虐待防止への取り組みと「郡山市養護者による高齢者虐待対応マニュアル」に基づいた虐待への対応
- イ 成年後見制度利用の推進
- ウ 消費者被害の防止及び対応

（９）基幹型地域包括支援センターによる各地域包括支援センターへの支援強化

地域包括支援センターの円滑で効果的な事業実施に向け、各地域包括支援センターの統括、総合調整、後方支援や地域包括支援センター及び関係機関との連携強化に重点的に取り組みます。また、地域包括支援センターの業務が郡山市の高齢者施策全般及び他の関連施策と結びつくよう必要な調整及び支援を行います。

- ア 郡山市地域包括支援センター連絡協議会の運営
- イ 定期的な事務連絡会議、各種専門部会・委員会等の開催
- ウ 基幹型地域包括支援センターによる各地域包括支援センター間の総合調整及び地域ケア会議等への後方支援の実施

(10) 東日本大震災における避難者等への支援、その他災害における被災高齢者等への支援

市内で避難生活をおくる高齢者等に対する支援を、引き続き避難元自治体・関係機関等と連携して行います。また、各災害等における被災高齢者等に対する支援を関係機関等と連携して行います。

(11) 災害時等における相談支援体制の確保

災害発生時や感染症等で地域包括支援センターの運営が困難となった場合等においても相談支援体制を確保するため、地域包括支援センター間で協力します。

8 その他

(1) 個人情報の保護

業務遂行にあたり知り得た高齢者等の個人情報については、個人情報の保護に関する法律に基づき適切に管理するとともに、守秘義務を遵守します。

(2) プライバシー確保への配慮

地域包括支援センターの事務所において、相談者以外の市民や事業者が容易に相談内容を聞き取ることができないよう相談スペースを仕切る等の配慮を行います。また、訪問先においても、可能な限りプライバシーを保てる場所を確保し、周囲に相談内容が漏れることがないように配慮します。

(3) 苦情等対応体制について

地域包括支援センターにおいて苦情等が寄せられた場合や、**カスタマー・ハラスメントが発生した場合**には適切に対応し、その内容等を記録します。職員間で再発防止策等を共有するとともに、必要に応じて速やかに地域包括ケア推進課に報告します。

(4) ICTの活用推進

地域包括支援センター間での情報共有の迅速化を図るとともに適切な連携を確保するため、**オンラインを活用した相談対応等、ICTの活用を推進します。**

郡山市地域包括支援センター運営方針改正案（抜粋）

改正後（令和7年度）	改正前（令和6年度）
<p>1～4 （略）</p> <p>5 運営上の基本的視点</p> <p>(1) 公正・中立性の確保の視点 公益性の視点を遵守し、以下により公正・中立性の高い事業運営を行います。 ア 介護サービス事業所、居宅介護支援事業所等を紹介した経緯の記録 イ 郡山市地域包括支援センター運営協議会への報告、説明等への協力</p> <p>(2)～(3) （略）</p> <p>6 （略）</p> <p>7 具体的な取り組み (略)</p> <p>(1) 自立支援、介護予防・重度化防止の推進及び ケアマネジメントの適切な実施 介護予防に関する知識の普及や健康体操などの介護予防教室を地域ごとに開催し、地域住民のつながりを重視した通いの場の拡大に努めるとともに、<u>自立支援、介護予防、重度化防止や日常生活支援に向けた ケアマネジメント（介護予防ケアマネジメント及び介護予防支援）</u>の適切な実施を図ります。 ア （略） イ ケアマネジメントにおける指定介護サービス事業所に加え、住民主体の通いの場等の活用 ウ （略） エ <u>地域ケア会議や自立支援型地域ケア会議等</u>における自立支援、重度化予防の観点からの多職種による助言を参考としたケアマネジメントの質の向上 オ <u>指定介護予防支援事業所、居宅介護支援事業所との連携強化</u>、<u>ケアマネジメント委託時の情報共有</u> カ <u>指定介護予防支援事業所として指定を受けた居宅介護支援事業所が作成した介護予防サービス計画について、検証や助言を行うことによる介護予防支援の質の担保</u> キ <u>指定介護予防支援事業所として指定を受けた居宅介護支援事業所に対して研修会や事例検討会等を実施することによる介護予防支援の質の担保と向上</u></p> <p>(2)～(6) （略）</p> <p>(7) 認知症施策の推進 認知症の方ができる限り住み慣れた地域で自分らしく暮らし続けることができる社会を実現するため、認知症の方やその家族の意向等も尊重し、認知症施策を推進します。また、認知症の方を含めた<u>市民一人一人が、その個性と能力を十分に発揮し、相互に人格と個性を尊重しつつ支え合いながら共生する活力ある社会（共生社会）及び安心して歳を重ねられる「幸齢社会」</u>の実現を図るため、「共生社会の実現を推進するための認知症基本法」の趣旨を踏まえて、認知症と向き合い、<u>認知症地域支援推進員を中心に、各種認知症施策を推進します。</u> ア～カ （略）</p> <p>(8)～(11) （略）</p> <p>8 その他 (1)～(2) （略）</p> <p>(3) 苦情等対応体制について 地域包括支援センターにおいて苦情等が寄せられた場合や、<u>カスタマー・ハラスメントが発生した場合</u>には適切に対応し、その内容等を記録します。職員間で再発防止策等を共有するとともに、必要に応じて速やかに地域包括ケア推進課に報告します</p> <p><u>(4) ICTの活用推進</u> <u>地域包括支援センター間での情報共有の迅速化を図るとともに適切な連携を確保するため、オンラインを活用した相談対応等、ICTの活用を推進します。</u></p>	<p>1～4 （略）</p> <p>5 運営上の基本的視点</p> <p>(1) 公正・中立性の確保に向けた取り組み 公益性の視点を遵守し、以下により公正・中立性の高い事業運営を行います。 ア 介護サービス事業所、居宅介護支援事業所等を紹介した経緯の記録の整備の整備 イ 郡山市地域包括支援センター運営協議会への報告、説明等への協力</p> <p>(2)～(3) （略）</p> <p>6 （略）</p> <p>7 具体的な取り組み (略)</p> <p>(1) 自立支援、介護予防・重度化防止の推進及び介護予防ケアマネジメントの適切な実施 介護予防に関する知識の普及や健康体操などの介護予防教室を地域ごとに開催し、地域住民のつながりを重視した通いの場の拡大に努めるとともに、<u>介護予防及び日常生活支援に向けた介護予防ケアマネジメント</u>の適切な実施を図ります。 ア （略） イ <u>介護予防ケアマネジメント</u>における指定介護サービス事業所に加え、住民主体の通いの場等の活用 ウ （略） エ <u>自立支援型地域ケア会議</u>における自立支援、重度化予防の観点からの多職種による助言を参考としたケアマネジメントの質の向上 オ <u>介護予防支援事業所、居宅介護支援事業所と連携強化を深め、介護予防ケアマネジメント委託にあたっては情報の共有に努めます。</u></p> <p>(2)～(6) （略）</p> <p>(7) 認知症施策の推進 認知症の方ができる限り住み慣れた地域で自分らしく暮らし続けることができる社会を実現するため、認知症の方やその家族の意向等も尊重し、認知症施策を推進します。また、認知症の方を含めた<u>一人一人が、その個性と能力を十分に発揮し、相互に人格と個性を尊重しつつ支え合いながら共生する活力ある社会（共生社会）</u>の実現を図るため、「共生社会の実現を推進するための認知症基本法」の趣旨を踏まえて、認知症と向き合い、<u>安心して歳を重ねられる「幸齢社会」の実現に向け、各種認知症施策を推進します。</u> ア～カ （略）</p> <p>(8)～(11) （略）</p> <p>8 その他 (1)～(2) （略）</p> <p>(3) 苦情等対応体制について 地域包括支援センターにおいて苦情等が寄せられた場合 <u>には適切に対応し、その内容等を記録します。職員間で再発防止策等を共有するとともに、必要に応じて速やかに地域包括ケア推進課に報告します。</u></p> <p><u>(4)</u></p>

郡山市基幹型地域包括支援センター運営方針（案）

1 基幹型地域包括支援センター設置の目的

地域包括支援センター（以下「地域包括」という。）の目的達成に向け、各地域包括間の総合調整や助言指導・後方支援等を行う市直営の基幹型地域包括支援センター（以下「基幹包括」という。）を地域包括ケア推進課内に設置する。

2 基幹包括の役割（位置付け）

- (1)基幹包括は、直接の担当圏域を持たず、各地域包括の統括、総合調整、後方支援、各地域包括及び関係機関との連携強化業務に重点的に取り組む。
- (2)基幹包括は、地域包括の業務が、郡山市の高齢者施策全般及び他の関連施策と結びつこうよう、必要な調整及び支援を行う。

3 業務の実施方針

(1)総合相談支援業務

- ア 地域包括の業務全般を効果的かつ円滑に運営できるよう総合調整、助言、指導を行う。
- イ 地域の特性や課題を把握し、当該地域を担当する地域包括の役割や課題解決に向けた施策を計画的に展開していくよう支援する。
- ウ 災害等が発生した場合等においても、業務が継続できるよう、各地域包括の業務体制について必要な連絡調整を図る。
- エ 地域包括が抱える「困難事例」に対する支援を行う。
- オ 地域包括の相談支援業務を円滑に進めるため、多職種協働による「地域包括支援ネットワーク」が構築されるよう、公的機関及び地域の保健・福祉・医療サービスやボランティア活動団体等の関係団体と連携を図る。

(2)権利擁護業務

- ア 「郡山市養護者による高齢者虐待対応マニュアル」に基づき、地域包括及び関係機関と連携を図りながら高齢者等への虐待対応を行う。
- イ 郡山市成年後見支援センター等の関係機関と連携しながら、成年後見制度の利用促進を図る。
- ウ 警察、消費生活センター等との関係機関と連携しながら、高齢者の消費者被害の防止に努める

(3)認知症総合支援業務

基幹包括及び各地域包括に配置している認知症地域支援推進員が中心となり、「共生社会の実現を推進するための認知症基本法」の趣旨を踏まえて、認知症施策の各種事業に取り組むことができるよう支援する。

(4)在宅医療・介護連携支援業務

- ア 医療と介護を一体的・効果的に提供していくため、郡山市在宅医療・介護連携支援センターを中心とした医療と介護の連携とサービス提供体制の構築ができるよう支援する。
- イ エンディングノート等を活用したACP（人生会議）の周知啓発。

(5)地域ケア会議関係業務

- ア 地域ケア個別会議、地域ケア圏域会議の適切な開催に向け、地域課題の把握や課題分析への助言、地域の関係機関との連携支援等を行う。

(6)介護予防に係る周知・啓発

- 介護予防に関する各種事業の周知・啓発を行う。

(7)その他の支援

- ア 介護支援専門員等へのサポート
介護支援専門員等が包括的・継続的ケアマネジメントを実践できるよう、介護支援専門員等への相談に対応し、必要な助言・指導を行う。
- イ 関係機関等職員の人材育成
地域包括職員の人材育成に努めるため、「地域包括支援センター連絡協議会」と連携し、機能強化研修等を実施する。
また、介護支援専門員等関係機関職員の人材育成のため、研修会等を開催する。
- ウ 地域包括の運営にかかる事業評価に基づく支援
地域包括の運営が安定的・継続的に行われることを目的に、運営や活動に対する自己評価を求め、評価に基づき助言・指導を行う。
- エ 周知啓発
地域包括が、地域で生活する高齢者やその家族等の身近な相談機関として、円滑な利用やその取り組みに対する住民の理解が得られるよう、地域包括に関する周知を行う。

郡山市基幹型地域包括支援センター運営方針（案）

1 基幹型地域包括支援センター設置の目的

地域包括支援センター（以下「地域包括」という。）の目的達成に向け、各地域包括間の総合調整や助言指導・後方支援等を行う市直営の基幹型地域包括支援センター（以下「基幹包括」という。）を地域包括ケア推進課内に設置する。

2 基幹包括の役割（位置付け）

(1)基幹包括は、直接の担当圏域を持たず、各地域包括の統括、総合調整、後方支援、各地域包括及び関係機関との連携強化業務に重点的に取り組む。

(2)基幹包括は、地域包括の業務が、郡山市の高齢者施策全般及び他の関連施策と結びつこう、必要な調整及び支援を行う。

3 業務の実施方針

(1)総合相談支援業務

ア 地域包括の業務全般を効果的かつ円滑に運営できるよう総合調整、助言、指導を行う。

イ 地域の特性や課題を把握し、当該地域を担当する地域包括の役割や課題解決に向けた施策を計画的に展開していくよう支援する。

ウ 災害等が発生した場合等においても、業務が継続できるよう、各地域包括の業務体制について必要な連絡調整を図る。

エ 地域包括が抱える「困難事例」に対する支援を行う。

オ 地域包括の相談支援業務を円滑に進めるため、多職種協働による「地域包括支援ネットワーク」が構築されるよう、公的機関及び地域の保健・福祉・医療サービスやボランティア活動団体等の関係団体と連携を図る。

(2)権利擁護業務

ア 「郡山市養護者による高齢者虐待対応マニュアル」に基づき、地域包括及び関係機関と連携を図りながら高齢者等への虐待対応を行う。

イ 郡山市成年後見支援センター等の関係機関と連携しながら、成年後見制度の利用促進を図る。

ウ 警察、消費生活センター等との関係機関と連携しながら、高齢者の消費者被害の防止に努める

(3)認知症総合支援業務

基幹包括及び各地域包括に配置している認知症地域支援推進員が中心となり、「共生社会の実現を推進するための認知症基本法」の趣旨を踏まえて、認知症施策の各種事業に取り組むことができるよう支援する。

(4)在宅医療・介護連携支援業務

ア 医療と介護を一体的・効果的に提供していくため、郡山市在宅医療・介護連携支援センターを中心とした医療と介護の連携とサービス提供体制の構築ができるよう支援する。

イ エンディングノート等を活用したACP（人生会議）の周知啓発。

(5)地域ケア会議関係業務

ア 地域ケア個別会議、地域ケア圏域会議の適切な開催に向け、地域課題の把握や課題分析への助言、地域の関係機関との連携支援等を行う。

(6)介護予防に係る周知・啓発

介護予防に関する各種事業の周知・啓発を行う。

(7)その他の支援

ア 介護支援専門員等へのサポート

介護支援専門員等が包括的・継続的ケアマネジメントを実践できるよう、介護支援専門員等への相談に対応し、必要な助言・指導を行う。

イ 関係機関等職員の人材育成

地域包括支援センター職員の人材育成に努めるため、「地域包括支援センター連絡協議会」と連携し、機能強化研修等を実施する。

また、介護支援専門員等関係機関職員の人材育成のため、研修会等を開催する。

ウ 地域包括の運営にかかる事業評価に基づく支援点検等による支援

地域包括の運営が安定的・継続的に行われることを目的に、運営や活動に対する自己評価を求め点検を行うとともに、評価に基づき関する助言・指導を行う。

エ 周知啓発

地域包括が、地域で生活する高齢者やその家族等の身近な相談機関として、円滑な利用やその取り組みに対する住民の理解が得られるよう、地域包括に関する周知を行う。

郡山市基幹型地域包括支援センター運営方針改正案（抜粋）

改正後（令和7年度）	改正前（令和6年度）
<p>1～2 （略）</p> <p>3 業務の実施方針</p> <p>(1)～(6) （略）</p> <p>(7)その他の支援 （略）</p> <p>イ 関係機関等職員の人材育成 地域包括_____職員の人材育成に努めるため、「<u>地域包括支援センター連絡協議会</u>」と連携し、機能強化研修等を実施する。 また、介護支援専門員等関係機関職員の人材育成のため、研修会等を開催する。</p> <p>ウ 地域包括の運営にかかる<u>事業評価に基づく支援</u> 地域包括の運営が安定的・継続的に行われることを目的に、運営や活動に対する<u>自己評価を求め</u>、評価に<u>基づき</u>助言・指導を行う。</p>	<p>1～2 （略）</p> <p>3 業務の実施方針</p> <p>(1)～(6) （略）</p> <p>(7)その他の支援 （略）</p> <p>イ 関係機関等職員の人材育成 地域包括<u>支援センター</u>職員の人材育成に努めるため、<u>地域包括支援センター連絡協議会</u>と連携し、機能強化研修等を実施する。 また、介護支援専門員等関係機関職員の人材育成のため、研修会等を開催する。</p> <p>ウ 地域包括の運営にかかる<u>点検等による支援</u> 地域包括の運営が安定的・継続的に行われることを目的に、運営や活動に対する<u>点検を行うとともに</u>、評価に<u>関する</u>助言・指導を行う。</p>